

# 第1章 災害に強いまちづくり

## 第1節 防災機能の強化

町は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物施設の耐震対策などにより、災害に強い基盤を形成し、防災機能の強化に努めるものとする。

### 第1 防災空間の整備

緑地、道路、河川等の基盤施設は、火災延焼の防止等のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動等の基地として、又はヘリポートとして活用できる重要な施設である。このため、町及び関係機関はこれらの基盤施設の整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、農地などのオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

#### 1. 緑地・広場等の整備

##### (1) 一時避難場所となるグラウンド等の整備

災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、グラウンド等の体系的な整備を推進する。

##### (2) その他防災に資する身近な緑地・広場等の整備に努める。

#### 2. 道路・緑道の整備

##### (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の拡大等を行い多重ネットワークの形成に努める。

##### (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路及び幅員10m以上の緑道の整備に努める。

##### (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、不法占有物件の除去等に努める。

#### 3. 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑化や並木など市街地における緑化、緑の保全を推進する。

#### 4. 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は良好な環境の保全はもとより、延焼遮断帯、緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、生産緑地の指定促進等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

## 第2 基盤施設の防災機能の強化

町は、公園、道路、河川、ため池基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1. 避難場所または避難路となる防災空間における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫等）の設置。
2. ため池や河川水を活用するための施設の整備。
3. 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策等に努める。

## 第3 土木構造物の防災機能対策の推進

町、府をはじめとする土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

### 1. 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
  - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動。
  - イ 発生確率は低いが高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策に努める。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化、不燃化のほか、代替性や多重性をもたせるなど、防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策に努める。
- (5) 埋立地、旧河川敷、ため池等の埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

### 2. 道路施設

重要な道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。

### 3. 河川、ため池施設

地震水害の防止を図るため、堤防や護岸等の河川構造物等の耐震性の向上に努める。

### 4. 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策に努める。

## 第4 ライフライン災害予防対策

町及びライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設整備の強化と保全に努めるものとする。

## 1. 上水道

災害による断水・減水を防止するため、施設整備の強化と保全に努める。

- (1) 「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
  - ア 浄水場、配水池主要管路等の重要度の高い基幹施設の耐震化
  - イ 医療機関、社会福祉施設、その他防災上重要な施設への配水管の耐震化
  - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 管路の多重化(連絡管等の整備)のバックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視並びに巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ更新・予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 2. 下水道

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新規・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強、再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。
- (3) 常時監視並びに巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

## 3. 電力(関西電力株式会社池田技術サービスセンター)

災害による電力の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定に基づく施設設備の維持、保全並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 4. ガス((一社)大阪府LPガス協会(豊能豊中支部豊能地区能勢班))

### (1) 基本方針

町は、プロパンガス販売業者等と協力して、地震が発生した場合の措置や日常の点検等について啓発を図る。

### (2) 啓発方法

#### ア 顧客に対する啓発

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

#### イ 土木建設関係者に対する啓発

建設工事の際のガス施設損傷による事故を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知す

る。

## 5. 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店 設備部災害対策室）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯施設（建築物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

### （1）電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア 豪雨、洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
- イ 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

### （2）電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中断交換機を分散設置する。
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。

### （3）電気通信システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録、重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

### （4）災害時、措置計画の作成と現用化を図る。

## 6. 放送

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

## 第2節 建築物の安全化

町及び防災関係機関は、地震による建築物の倒壊や延焼を防止するための耐震化、不燃化の推進、安全性の指導等に努めるものとする。

### 第1 建築物の耐震対策の推進

町及び関係機関は、「大阪府耐震改修促進計画（大阪府住宅・建築物耐震10ヶ年戦略プラン）」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

#### 1. 公共建築物

- (1) 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類に基づき順次耐震診断を実施する。
- (2) 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (3) 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (4) 公立学校等については、耐震改修の計画的な実施に努める。

#### 2. 民間建築物

- (1) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の啓発に努める。
- (2) 必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

### 第2 建築物の安全性に関する指導等

町は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築物等に基づく指導、助言を行う。また、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1. 「災害危険区域」（府建築基準法施行条例第3条）の指定による、建築物の構造制限等
2. 定期報告制度（建築基準法第12条）の推進、特殊建築物等の調査・検査報告
3. 建築の福祉的整備に関する協議・指導
4. 液状化対策の啓発建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。

### 第3 文化財

町は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1. 住民に対する文化財の防災意識の普及と啓発
2. 所有者に対する防災意識の徹底
3. 予防体制の確立
  - (1) 初期消火と自衛組織の確立
  - (2) 防災関係機関との連携
  - (3) 地域住民との連携
4. 消防用施設の整備、保存施設等の充実
  - (1) 消防用設備等の設置促進
  - (2) 建築物、文化財保存施設の耐震構造化の促進
5. 指定文化財

#### ■能勢町指定文化財

種別	名称	所在地	所有者・管理者	指定年月日
有形（建造物）	野間中地蔵 地蔵一尊種子自然板碑	野間中544	野間中区	平成 5年 2月27日
有形（建造物）	慈眼寺 宝篋印塔	神山286	慈眼寺	平成 5年 2月27日
有形（建造物）	長谷川カミ峠 寛永11年の道標	長谷301-1	長谷区	平成 5年 2月27日
有形（彫刻）	玉泉寺 木造薬師如来坐像	山辺1438	玉泉寺	平成 5年 2月27日
有形（彫刻）	桂林寺 木造釈迦如来坐像	宿野264	桂林寺	平成 5年 2月27日
有形（彫刻）	涌泉寺 木造大威徳明王坐像	倉垣1773	涌泉寺	平成11年12月10日
有形（考古資料）	野間中古墳群出土の銅鈴	地黄399	野間神社	平成 9年 6月11日
有形（考古資料）	吉野 2号墳出土の鉄刀	宿野29	能勢町 教育委員会	平成 9年 6月11日
有形 （書跡典籍古文書）	能勢家関係文書	地黄606	真如寺	平成15年 8月22日

#### ■国指定文化財

種別	名称	所在地	所有者・管理者	指定年月日
有形（彫刻）	今養寺 木造大日如来坐像	野間西山312	今養寺	昭和31年 6月28日
天然記念物	野間の大ケヤキ	野間稲地266	野間神社	昭和23年 1月24日
建築（登録）	吉野薬師堂	吉野110	吉野農業協同組合	平成16年7月23日

■大阪府指定文化財

種別	名 称	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
有形（建造物）	蓮華寺 石造五輪塔	今西203-5	蓮華寺	昭和45年 2月20日
有形（建造物）	真如寺 銅鐘	地黄606	真如寺	昭和45年 2月20日
有形（建造物）	能勢東郷城山石造九重塔	東郷城山南麓	能勢頼定	昭和45年 2月20日
有形（建造物）	清普寺 （本堂・庫裏・表門・鐘楼）	地黄815	清普寺	平成16年 1月20日
有形（彫刻）	今養寺 木造千手観音立像	野間西山312	今養寺	昭和45年 2月20日
有形（彫刻）	〃 木造釈迦如来坐像	野間西山312	今養寺	昭和45年 2月20日
有形（彫刻）	安穩寺 木造十一面観音立像	倉垣1170	安穩寺	昭和57年 3月31日
有形（彫刻）	玉泉寺 木造不動明王坐像	山辺1438	玉泉寺	昭和57年 3月31日
有形（彫刻）	涌泉寺 木造多宝如来坐像	倉垣1773	涌泉寺	昭和57年 3月31日
史跡	月峯寺跡	宿野地内	能勢町	昭和48年 3月30日
名勝	長杉寺庭園	天王441-1	長杉寺	平成14年 1月29日
天然記念物	倉垣天満宮のいちょう	倉垣989 天神社境内	倉垣天満宮	昭和45年 3月29日
天然記念物	八坂神社のしい	長谷古野117 八坂神社境内	八坂神社	昭和49年 3月29日
天然記念物	天王のあかがし	天王94	天王区	昭和58年 5月 2日
天然記念物	妙見山のぶな林	野間中316, 317	能勢妙見山	昭和58年 5月 2日

## 第3節 水害予防計画

町及び防災関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の破堤等により発生する洪水など水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

### 第1 河川の改修

町の管理する準用河川の改修については、その必要箇所を調査し、防災上緊急性の高いものから順次計画的な改修事業の実施に努める。

#### 1. 町が管理する河川

河川名	級	延長 (m)
天王川	準用	3,716
岩谷川	〃	600
杉原川	〃	455

#### 2. 府が管理する河川

府が管理する河川は次のとおりである。

町は府に対して、改修事業の実施に協力する。

河川名	級	延長 (m)
一庫・大路次川	一級	10,440
田尻川	〃	8,259
山辺川	〃	5,509
山田川	〃	4,722
野間川	〃	4,148
長谷川	〃	2,255
木野川	〃	1,918
大原川	〃	1,461

#### 3. 河川施設等の点検・整備

町域にある主要河川及び水路（一般公共水路を含む）についても、降雨等により水害を起こすおそれのあるものは、周辺部における開発状況を考慮して改修計画の立案及び早期実施に努めるものとする。

なお、各河川管理者及び水防関係機関は、河川施設等の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。

また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行うなど、予防対策を検討する。

### 第2 水害防止対策の推進

国及び府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。



## 1. 国及び府の対応

国及び府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生じる恐れのある河川を指定し、気象庁と共同して洪水予報を行う。また、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

## 2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

町は、浸水想定区域の指定があった場合は、町地域防災計画において当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、ハザードマップ等により住民に周知するよう努める。

## 第3 農地防災対策

町及び防災関係機関は、豪雨により起こりうる水害を防止するために、水防上重要なため池を水防ため池に指定し、ため池管理者は、常に巡回、点検するものとする。

また、堤防が老朽化し決壊のおそれのあるものについては、ため池管理者と協議し、改修事業の推進を図る。同時に、水路の氾濫による農地等の湛水被害を未然に防止するため、水路の危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域において計画的な防止事業を実施するものとする。

資料 1 - 2 水防ため池一覧表

図 1 水防ため池位置図

## 第4節 土砂災害予防計画

町は府と連携して、土石流、崖崩れ等の土砂災害の発生が予想される危険箇所の把握を行い、住民に周知徹底を行う。また、危険な箇所の災害防止を実施するとともに、災害時における円滑な避難活動の体制整備を図る。

### 第1 土石流対策

豪雨等により毎年各地で発生している土石流から貴重な人命を守るため、町内に数多く存在する土石流危険渓流を周知し、警戒避難体制の整備等所要の対策を講じ、土石流対策砂防事業の促進とあいまって、住民の生命の安全を図る。

#### 1. 土石流危険渓流の把握

土石流危険渓流とは、土石流危険渓流及び危険箇所調査等により、土石流の発生の危険性があり、溪床勾配15度以上の渓流で、町域内の土石流危険渓流数は301渓流である。

#### 2. 土石流災害防止対策の促進

町は府と連携して、土石流危険渓流等の土砂災害危険地域における森林の保全や開発の抑制等に努め、水や土砂の急速な流出を防止するとともに、砂防事業の促進を図る。

#### 3. 地域住民に対する周知

地域住民が災害から身を守るためには、地域の災害危険性について十分認識していることが必要であり、土石流危険箇所について、町は府と協力して標示板の設置等により地域住民に対し、その周知徹底に努めるものとする。

#### 4. 土石流危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

町は府と連携して、危険箇所の土石流入による災害を未然に防止し、被害の軽微を図るため、管轄区域内について毎年梅雨期及び台風期の前、並びにその期間中はもとより、豪雨が予想されるときは随時に防災パトロールを実施するとともに当該危険箇所の総点検を行うものとする。

#### 5. 警戒避難体制等の整備

町は、土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図る。

##### (1) 避難体制の整備

##### ア 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、広報誌、パンフレット等の配布により住民に周知するものとする。

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合の避難場所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保す

る上で必要な事項と、土砂災害防災マップ等を活用して住民に周知する。

(2) 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

町は府と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）等の防災パトロールを実施するとともに、当該実施個所についての的確に把握するものとする。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

町は、大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報の収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう整備する。

特に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域について、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合の避難場所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項と土砂災害防災マップ等を活用して住民に周知する。

なお、同法律により「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域が指定された場合には、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難及び救助等に関する事項を本計画の風水害・地震災害応急対策編に定める。また、同区域内に要配慮者関連施設（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設）がある場合、避難及び救助等に関する事項を本計画の風水害・地震災害応急対策編に定める。

(4) 避難路等の選定・周知

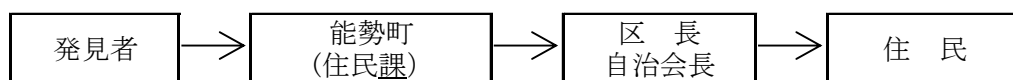
町は、危険区域（箇所）毎の範囲、人口・世帯数、避難行動要支援者等の人数についてあらかじめ実態を把握し、住民が安全に避難できるよう避難路、避難場所を選定するとともに住民に周知する。また、避難路、避難場所の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 崖崩れ、土石流等の被害を受ける恐れのないこと。
- イ 洪水、氾濫等の水害を受ける恐れのないこと。
- ウ 危険箇所の人家からできるだけ近距離にあること。

(5) 防災知識の普及

町及び関係機関は、住民に対し日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生する恐れのあるときに先がけ、防災行事や防災訓練の実施に努めるものとする。

情報伝達経路は次のとおりである。



## 6. 防災工事等の促進

危険箇所における崩壊防止のための工事は、基本的には当該土地の所有者及び管理者並びに占有者が施行すべきであるが、関係法令に基づく危険区域等の指定により、国及び府が事業主体として災害防止工事を順次実施していくため、町は国や府に対して危険箇所の法指定を推進する。

## 第2 地すべり対策

### 1. 地すべり危険箇所の把握

地すべり危険箇所とは、平成8年10月14日付建設河斜発第40号に基づき、地すべり危険箇所調査等により、抽出された箇所をいい、また国土交通大臣及び農林水産大臣が地すべり等防止法第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するために指定した区域を地すべり防止区域という。町内における地すべり危険箇所数は14箇所である。

### 2. 地すべり災害防止対策の促進

町は府と連携して、地すべりの発生しやすい地区の調査、表面排水工事、抑止杭工等を実施し、地すべり災害防止対策を図る。

### 3. 地域住民に対する周知

地域住民が災害から身を守るためには、地域の災害危険性について十分認識していることが必要であり、町は府と協力して地域住民に対し、地すべり危険箇所についてその周知徹底に努めるものとする。

### 4. 地すべり危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

町は府と連携して、危険箇所の災害を未然に防止し、被害の軽微を図るため、管轄区域内について毎年梅雨期及び台風期の前、並びにその期間中はもとより、豪雨が予想されるときは随時に防災パトロールを実施するとともに当該危険箇所の総点検を行うものとする。

## 第3 急傾斜地崩壊対策

### 1. 急傾斜地崩壊危険箇所の把握

急傾斜地崩壊危険箇所とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で高さが5m以上、傾斜度が30度以上で崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署・学校・病院・旅館等に危害が生じるおそれのある土地の区域をいう。町内には急傾斜地崩壊危険箇所が257箇所ある。

### 2. 急傾斜地崩壊危険箇所における擁壁工事の実施

町は府と連携して、急傾斜地等崖崩れのおそれのある区域については、崩壊防止のための対策事業を推進する。

### 3. 地域住民に対する周知

崖への亀裂が生じる等の異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は府と連携して、指定箇所・指定区域等における前兆現象の周知に努める。

### 4. 急傾斜地崩壊危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

町は、豊能警察署と連携して、危険箇所崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽微を図るため、管轄区域内について毎年梅雨期及び台風期の前、並びにその期間中はもとより、豪雨が予想されるときは随時に防災パトロールを実施するとともに、当該箇所の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂の有無、湧水地表水の危険、雨量等についての的確に把握する。

## 5. 情報の収集伝達の整備

### (1) 情報の収集

町は過去の経験をもとに、どの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等の情報の収集に努めるものとする。

### (2) 情報の伝達

町は、急傾斜地崩壊危険箇所に対する気象予警報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険地域における簡易雨量計等の整備促進を図り、観測者及び防災パトロール実施者による緊急の伝達方法も十分配慮する。

## 第4 山地災害対策

### 1. 山地災害危険箇所の把握

山地災害危険地区とは、平成18年7月3日付林野庁第18林整治第250号による「山地災害危険地区調査要領」に基づく調査により、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危険が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区のことである。本町の山腹崩壊危険地区は74箇所、崩壊土砂流出危険地区は73箇所ある。

### 2. 山地災害の予防

山地災害を予防し、山地保全と下流の防災を図るため、水源涵養、森林造成事業等いわゆる治山事業を必要に応じ、逐次実施するものとする。

町は、山間部に位置するため住居地並びに耕地は急峻な山地に接近している地区が多く、豪雨、長雨の季節にはこれらの地域の災害が予測されるため、今後、調査、監視を厳重に行い、府と連携して適切な処置を図るものとする。

### 3. 地域住民に対する周知

町は府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区の周知に努める。

### 4. 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害防止法（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難地制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った場合、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な

事項を町民に周知させるよう努める。

また、土砂災害特別警戒区域における住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為をしようとする者に対しては、土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けるよう指導する。

## 5. 土砂災害情報システム・防災マップ（土砂災害危険箇所図）の活用

土砂災害情報システム等を活用し、住民からの土砂災害関連情報を収集し、警戒避難体制の強化に努める。

また、防災マップ（土砂災害危険箇所図）により、危険箇所を周知することで、地域住民の防災意識の高揚を図る。

## 6. 防災工事等の促進

危険箇所における崩壊防止のための工事は、基本的には当該土地の所有者及び管理者並びに占有者が施行すべきであるが、関係法令に基づく危険区域等の指定により、国及び府が事業主体として災害防止工事を順次実施していくため、町は国や府に対して危険箇所の法指定を推進する。

資料 1－3 土石流危険溪流一覧表

資料 1－4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

資料 1－5 山腹崩壊危険地区一覧

資料 1－6 崩壊土砂流出危険地区一覧表

資料 1－7 地すべり危険箇所一覧表

図 2 土石流危険溪流位置図

図 3 急傾斜地崩壊危険箇所位置図

図 4 崩壊土砂流出危険地区位置図

図 5 山腹崩壊危険地区

図 6 地すべり危険箇所位置図

## 第5節 火災予防計画

町は、火災の発生を未然に防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

### 第1 建築物等の火災予防

町は、一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### 1. 一般建築物（住宅を含む。）

##### (1) 火災予防査察の強化

当該区域内の一般建築物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導を行う。

##### (2) 防火管理制度の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条に定める防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取扱いの監督、収容人員の管理など

##### (3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者に対して防火意識の啓発を図るよう指導するとともに、防火基準についても遵守を指導する。

##### (4) 住民、事業者に対する指導、啓発

住民、事業者に対し、住宅用火災警報器等の設置推進及び、消火器具による消火方法、暖房器具の正しい使い方、更には地震発生時の火気使用器具の取扱い方法を指導するとともに、広報活動や防火ポスターの募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を図る。

##### (5) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

#### 2. 高層建築物等

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

##### (1) 対象施設

ア 高層建築物

高さが31mを越える建築物

イ 消防法施行令別表第1各項に掲げる建築物のうち、地階を除く階数が5階以

上で、かつ、延べ面積が 2,000 平方メートル以上のもの。

(2) 所有者等に対する指導の強化

- ア 消防用設備、防火避難施設、非常用通信設備等の点検・整備の指導
- イ 教育訓練の実施
- ウ 構造の改善、規模の適正化等安全性の向上

**3. 消防組織及び施設の強化**

- (1) 消防団員の確保
- (2) 消防水利の設置
- (3) 現有消防自動車等の整備並びに性能調査の実施

**第2 林野火災予防**

林野火災を予防するため次のとおり実施するものとする。

**1. 林野火災予防施設の整備**

- (1) 町有又は町域内の財産区所有の林野については、町は防火線及び林道の構築整備を推進する。
- (2) 私有林についても、その所有者に防火線及び林道の構築整備を指導する。

**2. 巡回監視**

町は、火災危険の大きい期間中、消防団等により巡回監視を行う。

**3. 林野内作業、入山者等に対する指示広報**

- (1) 火入れ等林野内作業をしようとする者に対し、防火上必要な指示を与え、火災の予防を図る。
- (2) 登山、ハイキング等で入山する者に対しては、火気注意の標示板の設置により注意を喚起し、火災の予防を図る。



## 第6節 危険物等災害予防計画

町は、消防関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 第1 危険物災害予防対策

町は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 1. 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。

#### 2. 指導

- (1) 予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

#### 3. 自主保安体制の確立

- (1) 危険物施設事業所に対し自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して保安教育、消火訓練などの実施について指導する。

#### 4. 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物保安月間を中心に関係者に各種啓発事業を推進する。

### 第2 高圧ガス災害予防対策

町は、大阪府が行う規制、指導等に協力する

#### 1. 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

#### 2. 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適切に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所に対し、保安の確保を図るため巡回保安指導を実施する。

#### 3. 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。

(2) 危険物施設事業所に対して、保安教育、消火訓練などの実施手法について指導する。

#### 4. 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、危害予防週間において高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 第3 火薬類災害予防対策

町は、大阪府、警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規則を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 1. 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

#### 2. 指導

(1) 危険予防規程の策定を指導する

(2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

#### 3. 自主保安体制の確立

(1) 「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。

(2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

#### 4. 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 第4 毒物劇物災害予防対策

町は、大阪府が行う規制、指導等に協力する。

#### 1. 規制

(1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

(2) 危害防止規程の策定を指導する。

#### 2. 指導

(1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対する設備にするよう指導する。

(2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。

(3) 営業者等に対し毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、警察署または消防機関への届出及び危害防止のための応急措置を講じるよう、関係機関と連携して指導する。

#### 3. 危害防止体制の整備

営業者に対して、危害防止体制の整備を指導する。

#### 4. 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危険防止意識の高揚を図る。

資料 1 - 8 危険物施設数一覧表

資料 1 - 9 高圧ガス関係事業所一覧表

資料 1 - 1 0 火薬類・銃砲事業所数一覧

資料 1 - 1 1 毒物劇物関係事業所一覧表

## 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

### 第1節 防災組織及び活動体制計画

町及び防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

#### 第1 中枢組織体制及び動員体制の整備

町は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

##### 1. 町の組織体制の整備

###### (1) 災害警戒本部

町域及び近隣市町（豊能町、兵庫県川西市・川辺郡猪名川町・篠山市、京都府亀岡市・南丹市）で震度4を観測したとき、あるいは震度3以下を観測した場合でも町域で小規模な災害が発生したとき、その他町長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

###### (2) 災害対策本部

町域及び近隣市町で震度5弱以上を観測したとき、あるいは中規模又は大規模な災害が発生したとき、又はその他町長が必要と認めたときにおいて、災害応急対策を実施するために設置する。

##### 2. 動員の配備基準

町長は、必要に応じ防災計画に定める各号の配備を指示する。

町は、災害時の組織体制の整備と合わせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

###### (1) A号配備

小規模災害が発生したとき

###### (2) B号配備

ア 中規模災害が発生したとき

イ 町域及び近隣市町で震度4を観測したとき

###### (3) C号配備

ア 大規模災害が発生したとき

イ 町域及び近隣市町で震度5弱以上を観測したとき

【3-11、4-4参照】

## 第2 初動体制の整備

### 1. 勤務時間外における動員体制

(1) 町は、勤務時間外において、職員登庁までの間、応急対策が実施できる体制について整備に努める。

(2) 町は、災害対策本部の本部員（総括者）をはじめ関係職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話を携帯させる。

### 2. 職員の自主参集

職員は、町域及び近隣市町において震度5弱以上を観測した場合には、前頁の第1・2. 動員配備基準に基づき自動参集する。

### 3. その他の関係機関の組織体制の整備

その他の関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時からの防災に係る組織動員体制の配備を図る。

## 第3 防災中枢機能の確保、充実

町は、発災時に速やかな体制がとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

### 1. 防災中枢施設の整備

災害対策本部室等の防災において中枢となる施設の整備、更に設備の充実に努める。

### 2. 災害対策本部用備蓄

発災時に、災害対策本部として機能できるよう、自家発電等の電源を確保するとともに、飲料水・食料等の備蓄を行う。

## 第4 防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

### 1. 物資備蓄・輸送拠点の整備

輸送拠点は能勢町B & G海洋センター体育館とし、物資の調達と供給の適正化を図るとともに、備蓄拠点は町の防災用備蓄倉庫とし、備蓄物資の整備と適切な管理運営を図る。

### 2. 広域応援の受入れ拠点の確保

大規模災害等における広域的な応援等の受入れは、淨るりシアターで行い、必要な資機材の整備に努める。

自衛隊の受入れ場所については、能勢町役場第1駐車場を選定し、活動拠点とする。

## 第5 装備資機材等の備蓄

町及び関係機関は、応急対策及び応急復旧活動に迅速に対応するため関係機関との連携により、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

### 1. 資機材等の備蓄及びオペレーター等の把握

装備資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者（オ

ペレーター)等の確保に努める。

## 2. 資機材等の整備点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

# 第6 防災訓練の実施

町及び関係機関は、地域防災計画などの習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期すことを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参画を得て組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他の訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、防災関係機関だけでなく民間事業者等との連携のもと行うように努める。

また、その後事後評価を行い、その効果を検証し、必要に応じ防災体制の改善を図る。

## 1. 総合防災訓練（震災訓練）

災害対策基本法並びに町地域防災計画に基づいて、大規模な地震が発生した場合に被害を最小限に食い止めることと、防災関係機関が一体となって訓練を実施することにより、関係機関の技術の向上並びに住民の防災意識を高めるものとする。

また、災害が広域にわたることを想定し、近隣市町等と連携した広域的な防災訓練を取り入れ、訓練の充実を図る。訓練内容は、被害情報の収集・伝達、広報活動、避難誘導、被災地偵察、障害物除去、交通規制、物資輸送、警備捜索、消火・援助・救護、食料・飲料水の供給訓練等や通信・電気・ガス・水道・下水道施設等のライフラインの各種復旧訓練を住民参加のもとで実施する。

## 2. 個別防災訓練

### (1) 組織動員訓練

町は、災害時における初動体制並びに休日・夜間等の勤務時間外における職員配備を迅速に行うため、情報の収集・伝達・連絡・非常参集等について訓練する。

### (2) 水防訓練

町は、水防活動の完全な習熟を目的として水防訓練実習を行う。特に水防工法訓練を重点的に行うとともに、情報収集、避難誘導、浸水地区内における活動要領について過去の水災事例を考慮し、実情に即した訓練を行う。

### (3) 消防訓練

町は、消防団に参加を促して、現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動に万全を期すため、消防技術の徹底及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

### (4) 通信連絡訓練

町は、平常通信から災害通信への迅速かつ円滑な切り替え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達等について必要な訓練を行う。

### (5) 避難誘導訓練

町は、関係機関、住民、事業者などの協力を得て、災害時における避難が迅速かつ的確に行えるよう避難の指示・勧告・誘導等について訓練する。また、避難行動

要支援者の積極的な参加を得て、避難誘導や介助方法について重点的に訓練を行う。

### 3. 地区防災訓練（自主防災訓練）

町は、住民の防災に関する意識と防火行動力の向上に資するため、自主防災組織等の住民を主体とする地区別ごとの訓練に対し、関係者の派遣等の援助を実施するとともに、関係機関等の訓練にも住民が積極的に参加するよう働きかける。

## 第7 人材の育成

町及び関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防団員の専門教育を強化する。

### 1. 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対し防災教育を実施する。

#### （1）教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等の配付

#### （2）教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ケ その他必要な事項

## 第8 防災に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、最新の情報に基づいた調査研究を継続的に実施する。

## 第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

町及び関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため平常時から、連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

## **第 10 広域体制の整備**

### **1. 広域防災体制の整備**

町及び関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、大規模災害の発生に備えて、災害援助及び防御のため、豊中市、池田市、箕面市、豊能町と災害相互応援協定を締結し、人的応援や物資・資機材等の相互応援を行う。

### **2. その他関係機関等との連携**

(1) 町は、大規模災害に対応するため、その他関係機関等との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

(2) 国内で発生した地震などの大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ態勢の整備を図る。



## 第2節 情報収集伝達体制計画

町及び防災関係機関は、災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、住民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努めるものとする。さらに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

### 第1 防災行政無線等の整備

町は、災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害対策本部及び各施設並びに防災関係機関との相互通信のため、災害時に必要な情報を住民に伝達する手段として防災行政無線等の整備を図るとともに、防災情報充実強化事業を活用し、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

また、各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

### 第2 消防無線の整備

消防救急活動を迅速に実施するための消防無線について、増加する救急需要並びに災害時における無線の輻輳を防ぐため、救急波の導入を検討するとともに、府下各消防本部等との相互連絡通信用として府共通波並びに近隣市町の消防本部等との相互通信用として全国共通波の整備を図る。

### 第3 情報収集伝達体制の強化

町及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及びポータルサイトのホームページによる配信やメールによる情報提供その他の多様な伝達手段の確保、更に職員の情報分析力の向上を図る。また、24時間情報収集伝達可能な体制とし、情報収集伝達体制の強化に努める。

### 第4 災害広報体制の整備

町及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

#### 1. 広報体制の整備

- (1) 広報責任者の選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じた提供情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
  - ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
  - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ
  - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
  - エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
  - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (4) 避難行動要支援者にも配慮した多様できめ細やかな広報手段の確保
  - ア テレビ・ラジオ等での、高齢者世帯及び身体障がい者世帯に対する広報
  - イ 聴覚障害のある住民に対するファクシミリを利用した情報提供

## 2. 報道関係機関との連携協力

町及び防災関係機関は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

## 第5 災害広聴体制の整備

町は、住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせや要望、意見等に対して適切に対応できるよう、災害時に優先的に利用できる電話・ファクシミリの確保や相談窓口への設置等の広聴体制の整備に努める。

## 第3節 消火・救助・救急体制計画

町は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

### 第1 消防力の充実

#### 1. 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づき、消防車両等の消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的な消防力の充実に努める。

#### 2. 消防水利の確保

「消防水利の整備指針」(平成17年6月13日消防庁告示第2号)に基づき、特に木造建物が密集する地域に対して重点的に防火水槽、消火栓等の整備を推進する。

また、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプール等を有効に活用し、耐震性貯水槽の設置などの消防施設の充実に努める。

#### 3. 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

また、府、府警察、自衛隊などと相互に連絡し、情報相互連絡体制、消火用機器同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

#### 4. 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

##### (1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層、女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

##### (2) 消防施設、装備の強化

消防車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

##### (3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し教育訓練を実施する。

ア 基礎訓練(規律訓練、車両訓練、操法訓練等、あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練)

イ 応用訓練(火災等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概括的な活動要領を示し行う訓練)

ウ 図上訓練(各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練)

エ その他訓練(訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練)

## **第2 救助・救急体制の整備**

大規模災害時において、同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救助資機材の整備や救護知識の習得など物的、人的両面からの活動体制の整備に努める。

### **1. 救助・救急用資機材等の整備**

- (1) 高規格救急車の整備充実
- (2) 救助資機材等の整備
- (3) 自主防災組織等への救助用資機材整備の啓発

### **2. 講習会・訓練等の実施**

- (1) 町職員・消防団員への応急救護講習会・訓練の実施
- (2) 学校・職場等での応急救護講習会の開催啓発
- (3) 自主防災組織・地域での応急救護講習会の開催啓発

## **第3 広域的な消防・防災体制の整備**

地震や大規模災害発生に備え、市町の相互協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

## 第4節 災害時医療助産体制計画

町は、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、大阪府池田保健所、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、医療救護体制、後方医療体制、医薬品等の確保体制等を整備するものとする。

### 第1 医療情報の収集・伝達体制の整備

町は、大阪府池田保健所、医療関係機関と連携し、災害時における医療情報の伝達体制を整備するものとする。

#### 1. 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備

町は、医療関係機関の被害状況や空床状況等の災害医療情報を迅速かつ的確に把握できるよう、救急医療情報システムを活用する。

#### 2. 医療情報連絡員の指名

町は、医療関係機関の被害状況等を収集するため、あらかじめ福祉担当課の職員のうちから医療情報連絡員を指名する。

#### 3. 情報連絡手段の確保

- (1) 町は、医療関係機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。
- (3) 府、町及び医療関係機関は、災害時の連絡体制を定めておく。

### 第2 医療救護班の受入れ体制の整備

#### 1. 医療救護班の種類

町は医療関係機関と連携して避難所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

##### (1) 医療救護班

池田市医師会、町国民健康保険診療所の医師等による医療救護班（医師1名以上、看護師1名の2人以上で構成する。）を1班構成する。参集場所は、町国民健康保険診療所とする。

##### (2) 歯科医療班

箕面市歯科医師会が派遣する歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

##### (3) 薬剤師班

池田市薬剤師会が派遣する薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

#### 2. 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所、基準、運営方法等を定めておく。また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

#### 3. 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う窓口を福祉担当課とし、担当職員をあらかじめ指名、確保するとともに、必要となる事務等の職務内容について、池田市医師会、大阪府池田保健所等と協議し、円滑な医療救護活動が実施できる体制を整備する。

### 第3 後方医療体制の整備

町は、大阪府池田保健所、医療機関と連携して後方医療体制を整備する。

#### 1. 町災害医療センター（町国民健康保険診療所）

町災害医療センターは、本町の医療救護活動の拠点となる医療施設であり、町国民健康保険診療所について、必要な機能や防災性能を点検する。

#### 2. 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害時における患者の受入れに協力する医療機関として指定されており、救急告示病院等の指定を推進する。

#### 3. 平時からの体制整備

災害時において災害拠点病院等の医療機関をはじめ、町、医師会等の医療関係機関が連携した医療活動が実施できるよう平常時から地域の実情に応じた医療体制を構築する。

### 第4 医薬品等の確保供給体制の整備

町は、池田市薬剤師会、医療関係機関と協力し、医療品・医療用資機材及び輸血用血液の供給体制を整備する。

#### 1. 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

町は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

- (1) 町災害医療センター（町国民健康保険診療所）での備蓄
- (2) 卸業者による流通備蓄
- (3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センターによる備蓄
- (4) 池田市薬剤師会による備蓄

#### 2. 輸血用血液の確保体制の整備

町は、医療関係機関と協力し、被災地への迅速かつ的確な搬送や医療品等の供給体制を整備する。

### 第5 患者等搬送体制の確立

町は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

#### 1. 患者搬送

町は、大阪府池田保健所と連携して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

#### 2. 医療救護班の搬送

町及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

### 3. 医薬品等物資の搬送

#### (1) 町

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

## 第6 関係機関協力体制の確立

町は、豊能保健医療推進協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築し、地域医療連携の推進を図る。

## 第7 個別疾病対策

町は、大阪府池田保健所と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門部会等の関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医療品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

## 第8 関係機関協力体制の確立

町は、池田市医師会と連携して各医療関係機関が年1回以上の災害医療訓練を実施するよう指導するとともに、町及び防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

資料1-12 町内医療機関一覧

資料1-13 医療救護班編成表

## 第5節 緊急輸送体制整備計画

町及び防災関係機関は、災害発生時に消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

### 第1 陸上輸送体制の整備

#### 1. 緊急交通路の選定

町は、豊能警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

##### (1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、町役場など町の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

番号	路線名
①	国道173号線

##### (2) 地域緊急交通路（町選定）

広域緊急交通路と、町が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、町災害医療センター（能勢町国民健康保険診療所）、避難所を結ぶ道路を地域緊急交通路として選定する。

番号	路線名
②	国道477号
③	府道島能勢線
④	府道能勢猪名川線
⑤	府道宿野下田線
⑥	府道園部能勢線
⑦	府道茨木能勢線
⑧	府道亀岡能勢線
⑨	府道吉野下田尻線
⑩	府道野間出野一庫線
⑪	町道平野線
⑫	町道森上塩栗栖線
⑬	町道野間出野下田尻線



## 2. 緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路の整備に努めるとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

## 3. 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

## 4. 緊急交通路の周知

道路管理者及び豊能警察署は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民への緊急交通路の周知に努める。

## 5. 緊急通行車両の事前届出の受理・審査

町は、緊急時において確保できる車両等の配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、府公安委員会（府警察本部又は豊能警察署）に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受けておく。

## 第2 航空輸送体制の整備

町は、災害時の救助・救援活動や緊急物資の輸送、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動、応援受入れ、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するためヘリポートの選定・整備を行う。

### 1. ヘリポートの報告

町は、新たにヘリポートを選定した場合や、報告事項に変更（廃止）した場合は略図を添付の上、府に次の事項を報告する。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着面積
- (5) 付近の障害物の状況
- (6) 離着陸可能な機数
- (7) その他必要な事項

### 2. ヘリポートの管理

町は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。

## 第3 輸送手段の確保体制

町及び防災関係機関は、陸上輸送・航空輸送等の輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手順を整備する。

### 1. 車両・航空機等の把握

町及び関係機関は、緊急時において確保できる車両・航空機等の配備や運用をあらかじめ計画する。

### 2. 調達体制の整備

町は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合等の民間事業者との連携に努める。

#### **第4 交通規制・管制の整備**

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊など交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

資料 1-14 緊急交通路一覧表

資料 1-15 災害時用ヘリポート一覧表

資料 1-16 公用車一覧表

図 7 災害時用ヘリポート位置図

## 第6節 避難収容体制計画

町は、避難所、避難場所、避難路の整備及び選定並びに避難誘導體制の整備を行い、災害から住民の安全確保を図るため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図るものとする。

### 第1 避難場所、避難路の選定

町は、「災害に強い都市づくりガイドライン」(府都市整備部)に準じて延焼火災に対する避難場所及び避難路を選定し、日頃から住民に対し周知に努める。

#### 1. 災害時の避難場所及び避難路の選定

##### (1) 一時避難場所

火災発生時や余震等の二次災害に備えて住民が一時的に自主避難できる公園等を一時避難所として選定する。

##### (2) 広域避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること

##### (3) 避難路

ア 広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道。

イ 落下物、倒壊物による危険など、避難時において障害が生じるおそれが少ないこと

ウ 水利の確保が比較的容易なこと

### 第2 避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

#### 1. 一時避難場所

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 周辺の緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

(4) バリアフリー化の推進

#### 2. 広域避難場所

(1) 避難場所標識の設置

(2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

(3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(4) 複数の進入口の整備

### 3. 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

## 第3 避難誘導體制の整備

### 1. 町

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- (2) 府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において避難行動要支援者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる体制の整備に努める。

### 2. 学校、診療所等の施設管理者

学校、診療所、保健福祉センター等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

## 第4 避難所の指定・整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定・整備する。また、切迫した災害の危険から早く逃れるため、身近な集会所・公民館等を自主避難所として活用する。

### 1. 避難所の選定

- (1) 十分な耐震性と防火性を備えていること
- (2) 危険物、大量可燃物の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと
- (3) 浸水・土砂災害等の危険性のないこと
- (4) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること
- (5) 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること
- (6) 避難所の収容可能人数は、収容可能面積から避難者一人当たりの必要面積を概ね 1.65 m<sup>2</sup>として換算する。

### 2. 避難所の整備

町は、各避難所に共同スペース、緊急物資やごみの置き場所を確保するとともに、地区の救助、救出、医療救護、給水、給食、情報連絡などの拠点として、施設及び放送施設などの整備に努める。

また、災害時に避難行動要支援者が利用しやすいよう、次の基準により避難所の福祉的整備に努める。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例等」に基づいた整備・改修に努めるものとする。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努めるものとする。（ただし、障がい者等が他の施設（棟）

の福祉仕様の便所を設置するよう努める場合はこの限りではない。)

- (3) 施設の管理者の協力を得て避難所生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備など)を確保するなど避難生活(水・食料・物資の受取)、仮設トイレの使用等に支障のないよう配慮する。

### 3. 福祉避難所の選定

町は、福祉関係機関及び府と連携して社会福祉施設、民間宿泊施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所(二次的な避難施設)の選定に努める。

### 4. 備蓄

町は、避難所に日常生活用具など備品の整備に努める。ただし、各施設の備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう備蓄等の管理体制を整備する。

### 5. 避難所の管理運営体制の整備

町は、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を参考に避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の管理運営体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- (5) 避難行動要支援者の障害等の特性ごとの配慮

## 第5 被災建築物応急危険度判定体制

町は、建築物や住宅に係る二次災害から住民の安全を確保するため、建築関係団体と協力し、災害により被災した建築物等の応急危険度判定体制を整備する。

### 1. 被災地建築物応急危険度判定体制の充実

町は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

- (1) 府が実施する被災宅地危険度判定士講習会の開催、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。
- (2) 府から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。
- (3) 建築関係団体と協議して、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

### 2. 被災住宅応急危険度判定体制の整備

町及び府は、建築関係団体と協力し、住民に対して、体制の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第6 斜面判定制度の活用

町は、土砂災害から住民を守るため、大阪府砂防ボランティア協会と協力し、斜面判

定制度の活用体制を整備する。

### 1. 実施体制の整備

町は、砂防関係団体との連携により、斜面判定士の活用を図る。

### 2. 斜面判定士の登録

町は、府及び大阪府砂防ボランティア協会が実施する斜面判定士の登録に協力する。

### 3. 斜面判定制度の普及啓発

町は、大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第7 応急仮設住宅等の事前準備

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られるよう、体制の整備に努める。

### 1. 建設候補地の事前選定

応急仮設住宅の建設候補地は、各小中学校グラウンドとする。

### 2. 応急仮設住宅の調達体制等の確立

町は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体の協力を得られるよう協議を行う。

## 第8 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

府は、町に対し、住宅被害調査の担当者に対する研修機会の拡充等により、災害時における住宅被害調査の迅速化を図る。

資料 1-17 一時避難場所一覧表

資料 1-18 広域避難場所一覧表

資料 1-19 避難所一覧表

図 8 避難所位置図

## 第7節 緊急物資確保体制整備計画

町及び防災関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、流失等により、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。

### 第1 給水体制の整備

町は、発災後3日間は1日1人当たり3ℓの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

なお、町は府と協力して大阪府水道震災対策中央本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集に努める。

#### 1. 応急給水拠点、備蓄等の整備

- (1) 給水拠点の整備（貯留施設の増強・整備、緊急給水装置の設置）
- (2) 給水車などの配備、給水用資機材の備蓄
- (3) パック水・缶詰水の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- (4) 応急給水マニュアルの整備

#### 2. 井戸水による生活用水の確保

府と町は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど生活用水の確保を図る。

### 第2 食料・生活必需品の確保

町及び関係機関は、相互に協力して食料・生活必需品の確保に努める。

#### 1. 町が行う備蓄及び確保

- (1) 重要物資の備蓄
  - ア アルファ化米等（町備蓄目標 300食）
  - イ 高齢者用食（町備蓄目標 50食）
  - ウ 粉ミルク（缶）、哺乳瓶（本）（町備蓄目標 30缶・30本）
  - エ 毛布（町備蓄目標 300枚）
  - オ おむつ（町備蓄目標 50個）
  - カ 生理用品（町備蓄目標 500個）
  - キ 簡易トイレ（町備蓄目標 5基）

#### (2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺等の主食
- イ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ウ 被服（肌着等）
- エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具）

- オ 光熱用品（ＬＰガス、ＬＰガス用具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯）
- カ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ）
- キ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ク 避難行動要支援者用介護機器、日常生活用具等（車椅子、トイレ、視覚障がい者用杖、補聴器、点字器）
- ケ 棺桶、遺体袋
- コ その他の必要物資

## 2. 民間業者等との協定締結の推進

災害時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

## 3. 備蓄体制の整備

災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、町備蓄倉庫において、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

## 4. 住民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人当たり3ℓ）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくよう周知する。

## 5. 応援要請

町は単独で、十分な食料の供給を実施することが困難な場合、府に支援を要請する。

資料 1 - 2 1 副食物等取扱業者一覧表



## 第 8 節 災害営農計画

町及び関係機関は、各種の災害から農作物の被害を未然に防止し、又は最少限にくいとめるため、技術の普及、指導体制の確立など必要な措置を講ずるものとする。

### 第 1 防災営農指導体制の確立

町及び農業協同組合は、各種災害による農作物等の被害の軽減を図り、防災営農を推進するため、府の指導のもとに、防災営農指導体制の確立を図る。

### 第 2 防災営農技術の普及

災害を回避し、被害を未然に防止するための技術、並びに災害に耐え被害を僅少にくい止めるための技術等を修得させるため、営農指導に関し、広報及び研修会等を実施し、防災営農技術の普及を図る。

### 第 3 家畜感染症の予防

大阪府は、家畜感染症の発生予防及びまん延防止のため、注射、検査、消毒等の指導を行う。

## 第 9 節 交通確保体制の整備

道路、公共輸送機関の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため体制の整備に努めるものとする。

### 第 1 道路施設

道路管理者（町、府、近畿地方整備局）は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うため、人員の確保等の体制整備に努める。

### 第 2 公共輸送機関

公共輸送機関（阪急バス株式会社）は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに運行経路の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

## 第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第四次地震防災緊急五箇年計画に基づき事業の指針を定めるものとする。

### 1. 対象地域

町域全域

### 2. 計画対象事業

避難場所、避難路、消防用施設等、地震防災上改築又は補強を要するもの。

## 第 1 1 節 避難行動要支援者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場合において、避難行動要支援者に配慮したきめ細やかな対策を行うための体制の整備に努める。

### 第 1 障がい者、高齢者等に対する支援体制整備

#### 1. 府

避難誘導體制の整備、避難行動要支援者の被災状況等を市町村が円滑に実施するための実践的な支援プランの作成を推進するため、障がい等の特性に応じたプラン作成上の基本的な考え方や留意点を示す指針を作成し、市町村との連携を図りながら、避難行動要支援者への災害対策を促進する。

#### 2. 町

府が示す指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

また、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するほか、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者の名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等に必要な措置を講じる。

なお、災害時の支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定をすることに努める。

### 第 2 福祉避難所の設定

町は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

### **第3 外国人に対する支援体制整備**

町は、町内在住の外国人に対する防災教育、訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対する情報提供や避難誘導など、外国人の配慮した支援に努める。

### **第4 その他の要配慮者に対する配慮**

町は、障がい者、高齢者、外国人以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導、その他の必要な支援において配慮に努める。

## 第 1 2 節 帰宅困難者支援体制の整備

大地震が発生した場合、町内のバス路線等では、通勤・通学で町外へ帰宅途中の者が滞留する可能性がある。このため、町は公共交通機関と連携して帰宅困難者への情報提供や帰宅支援を具体化し、必要な事前対策を進める。

## 第 1 3 節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

町は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、平常時から処理体制の整備に努める。

### 1. 廃棄物処理施設等の災害予防対策

町は、廃棄物施設、設備等について次の予防計画を行う。

- (1) 処理施設等の点検、浸水対策、耐震化、不燃堅牢化等
- (2) 処理施設の非常用発電機等の整備や断水時に機器などの冷却水に使用するための地下水や河川水の確保

### 2. 災害時の廃棄物処理計画

町は、被害想定をもとに大規模地震、風水害を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

- (1) 被災地区、被害規模の想定
- (2) 災害時のし尿、ごみ、瓦礫等の発生量の予測
- (3) 仮設トイレ、消毒・消臭剤等の備蓄・調達体制
- (4) 排出ルール
- (5) 収集・運搬体制ルート
- (6) 仮置場の配置計画・運営体制
- (7) 中間処理、再資源化、最終処分場等での処理方法の手順
- (8) 周辺市町村との協力体制、広域的な処理、処分の方法・手順
- (9) 粉塵、消臭等の環境対策
- (10) 有害物資の漏洩、アスベスト

## 第3章 地域防災力の向上

### 第1節 防災知識の高揚

町は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

#### 第1 防災知識の普及活動

町は、住民が災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行えるよう防災知識の普及啓発を図る。

##### 1. 普及啓発の内容

###### (1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の危険場所

###### (2) 災害への備え

- ア 3日分の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難場所、家族との連絡方法等の確認
- オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- カ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- キ 緊急地震速報等の適切な知識

###### (3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動
- エ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 避難生活に関する知識

##### 2. 普及啓発の方法

- (1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット等を作成、活用することにより普及啓発を実施する。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

**3. 避難行動要支援者に対する啓発**

(1) 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

(2) 町及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。

(3) 避難行動要支援者に配慮した防災に関する資料の作成、配布等を検討する。

**4. 学校教育における防災教育**

学校教育において、災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう、定期的に避難訓練等を実施する。

(1) 教育の内容

ア 身の安全の確保方法、避難場所、避難路、避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

イ 災害についての知識

ウ ボランティアについての知識、体験など

エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動

(2) 教育の方法

ア 防災週間等を利用した訓練の実施

イ 教育用防災副読本、ビデオの活用

ウ 特別活動を利用した教育の推進

エ 防災教育啓発施設の利用



## 第2節 自主防災体制計画

町は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

町及び防災関係機関の協力を得て平素から地域単位、職域単位で自主防災組織の育成に努める。

### 第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、町自主防災組織の担い手が不足している現状を踏まえ、町は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、町内に一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行なう。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置図けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けることとし、その策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、町は、町地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて、地域防災計画における具体的な事業に関する計画内容の決定に又は変更について提案することができる。

### 第2 自主防災組織の育成

町は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。その際、女性参画の促進に努める。

#### 1. 活動内容

##### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の配布斡旋、家具安全診断・固定建物や塀の耐震診断など）

ウ 災害発生への備え(避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)

エ 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

## (2) 災害時の活動

ア 避難誘導(安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など)

イ 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

ウ 初期消火(消火器や可搬ポンプによる消火など)

エ 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの地域住民への周知など)

オ 物資分配(物資の運搬、給食、分配)

## 2. 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

ア 自主防災組織の必要性の啓発

イ 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)

ウ 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)

エ 防災資機材の配布または整備助成、倉庫の整備助成及び支援

オ 防災訓練、応急手当訓練の実施

## 3. 各種組織の活用

地区会、婦人会等公共的団体及び少年消防クラブなど防災・防火に関する組織における自主的な防災活動の促進を図る。

## 第3 事業所における自主防災体制の整備

事業所、特に危険物施設等は、特殊でかつ大規模な災害に発展する可能性があるため、事業所における自衛消防隊に防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との連携強化を図る。

### 1. 平常時の活動内容

(1) 事業継続計画(BCP)の作成

(2) 防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用など)

(3) 災害発生未然防止(社屋内外の安全化、非常時マニュアルの整備、防災用品の整備など)

(4) 災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など)

(5) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・応急処置訓練など)

(6) 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力)

### 2. 災害時の活動

(1) 避難誘導(安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への協力など)

(2) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

(3) 初期消火(消火器や消火栓、可搬式ポンプによる消火など)

(4) 情報伝達(地域内での被害情報の町への伝達、救護情報などの周知など)

(5) 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開設など）

### **3. 啓発の方法**

- (1) 広報誌等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

## **第4 救助活動の支援**

町及び関係機関は、住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、救助、救急資器材を整備する。

## 第3節 ボランティア活動環境整備計画

町、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、能勢町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者の要求に応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

### 第1 受入れ窓口の整備

#### 1. 受入れ窓口の整備

町は、災害時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から能勢町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

#### 2. 事前登録への協力

町は、能勢町社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に関する協力を努める。

### 第2 人材の育成

#### 1. 人材の育成

町は、府、日本赤十字社大阪支部、大阪府社会福祉協議会、能勢町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の災害時におけるボランティアと相互に連携して、ボランティア活動リーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### 2. 意識の高揚

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚等を図る。

### 第3 活動支援体制の整備

町は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点として、生涯学習センターを指定する。また町は、災害時に迅速にボランティア活動が実施できるよう、活動拠点、必要な資器材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備にも努める。

## 第4節 企業防災の推進

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて、事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業者は、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を推進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。